

京都市風致地区条例第 8 項第 1 項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同条例第 8 条第 3 項の規定により公告します。

平成 17 年 11 月 16 日

京 都 市 長 榎 本 頼 兼

1 監督処分の相手方

滋賀県大津市比叡平 1 丁目 12 番 9 号

山澤文夫

2 命令の内容

(1) 位置 京都市左京区北白川南ヶ原町 1 番地 323

(2) 内容 木竹の伐採及び土地形質の変更行為の停止

3 理由

あなたは、風致地区（第 1 種地域）において、京都市風致地区条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けることなく上記の行為を行ったため

4 命令を行った日

平成 17 年 11 月 11 日

(都市計画局都市景観部風致保全課)